

# 8 / 3 1 (火) の行事

はじめよう、つづけよう。

「北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 8月24日(火) 14時00分

発表項目	令和3年度第2回北海道大規模小売店舗立地審議会第四部会の開催について (WEB開催)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>次のとおり開催いたしますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 令和3年8月31日(火) 15:00～</p> <p>2 場所 上川合同庁舎 4階 展望会議室(旭川市永山6条19丁目)</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「プロショップホダカ旭川永山店」(旭川市)の法第5条第1項(新設)の届出について</li> </ul> <p>※ 当審議会は平成17年10月から審議事項を公開することになりました。今後の審議会の開催予定、議事要旨は以下のHPで確認できます。 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/richi/link65.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/richi/link65.htm</a></p>		
参考	<p>■ 平成12年に施行された「大規模小売店舗立地法」は、店舗面積1千平方メートルの規模を超えて小売業を行う建物(大規模小売店舗)の設置者に対し、特に周辺的生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について合理的な範囲内で配慮を求めるものです。</p> <p>■ 道は、届出の審査に当たっては公平性・合理性の確保が重要であるとの観点から、審議会条例を制定し、地域の実情に精通し、かつ各専門分野での学識経験を有する方々で構成される北海道大規模小売店舗立地審議会を設置して、法の運用に当たっています。</p>		

報道(取材)に当たってのお願い	写真撮影は部会開催前に申し出いただいた場合に限り、撮影時間を設けます。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当(連絡先)	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働観光課長 水口 祐司 TEL 0166-46-5131(ダイヤルイン) 総合振興局内線 2400
---------	---

## 審議案件に関する概要

令和 3 年 8 月 3 1 日 第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項 (新設)
届出日	令和 3 年 2 月 2 2 日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

## 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
中商株式会社 代表取締役 中塚 秀志	旭川市永山 2 条 15 丁目 1 番 16 号

## 2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	プロショップホダカ旭川永山店 旭川市永山 3 条 9 丁目 81, 82	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	① DCM ホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規 札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号 ② 未定	
(3) 新設日	令和 3 年 1 0 月 2 3 日	
(4) 店舗面積の合計	1, 5 7 0 m <sup>2</sup>	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	6 5 台
	駐輪場の収容台数	1 5 台
	荷さばき施設の面積	4 8 m <sup>2</sup>
	廃棄物保管施設の容量	8 m <sup>3</sup>
(6) 施設の運営方法	開店時間・閉店時間	① 午前 6 時 3 0 分 ~ 午後 8 時 0 0 分 ② 2 4 時間
	駐車場の利用時間帯	2 4 時間
	駐車場の出入口数	出入口 3 箇所
	荷さばき時間帯	① 午前 6 時 0 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分 ② 2 4 時間

## 3. 審査事項

(1) 駐車場整備への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 5 4 台 < 設置台数 6 5 台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に 3 1 台確保
	駐輪場 (自動二輪車を含む) の整備	1 5 台 ・ 同規模他店舗の運営実績を参考に計画しており、駐輪場が不足することはないと考える。 ・ 自動二輪車での来客は少なく、計画駐車場で対応することが可能と考える。
	来客車両等の入出庫方法	・ 入口ゲート、遮断機はなく、入庫待ちは発生しない。

搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷捌き施設①については、荷さばき処理能力1時間あたり2台に対し、1時間あたり1台搬入とし、十分な施設面積を確保しており、入庫待ちは発生しない。</li> <li>・荷捌き施設②については、荷さばき処理能力1時間あたり4台に対し、1時間あたり1台搬入とし、十分な施設面積を確保しており、入庫待ちは発生しない。</li> <li>・計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。</li> </ul>					
歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者ともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。</li> <li>・出入口看板、出庫時の一時停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。</li> <li>・繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図る。</li> </ul>					
交通整理員の配置	繁忙時には交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。					
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。</li> <li>・従業員駐車場、冬季堆雪場所に一時堆雪するが、適時排雪を行なって必要駐車台数の確保に努める。</li> </ul>					
その他	・指針の必要駐車台数を確保し、店舗入口近くにハンディキャップ駐車スペースを整備する。					
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
			1	60dB	43dB	○
			2	60dB	47dB	○
			3	60dB	45dB	○
	夜間の等価騒音の予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
			1	50dB	28dB	○
			2	50dB	28dB	○
			3	50dB	29dB	○
	夜間の音源毎最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	空調機①	50dB	41dB	○
		a2	空調機②	50dB	44dB	○
		b1	台車音	50dB	57dB	△
b2		後進警報器	50dB	76dB	△	
b3		荷捌音	50dB	72dB	△	
c1		自動車走行音	50dB	70dB	△	
c2		搬入者走行音	50dB	87dB	△	
d1	ドア開閉音	50dB	71dB	△		
敷地境界で規制基準値を超える、b1、b2、b3、c1、c2、d1について直近壁際で再計算した結果規制基準値を下回る。						

	再計算点	規制基準値	予測結果	備考
	b 1'	5 0 dB	3 0 dB	
	b 2'	5 0 dB	4 9 dB	
	b 3'	5 0 dB	4 5 dB	
	c 1'	5 0 dB	3 9 dB	
	c 2'	5 0 dB	5 0 dB	
	d 1'	5 0 dB	4 1 dB	
	騒音問題の一般的対策	・ 店舗社員や取引先に対して、自動車の低速走行などの環境への配慮の指導を行う。		
	荷さばき作業等の対策	・ 搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。		
	付帯設備・施設等の対策	・ 室外機は最新の低騒音型を設置する。		
	青少年の蝟集等の対策	・ 店舗社員の定期的な見回りにより、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮します。		
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に深夜早朝に行わない。</li> <li>・ 万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。</li> <li>・ 駐車場内に安全走行やアイドリング停止を呼びかけるサイン看板を設置する。</li> </ul>		
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 7m <sup>3</sup> < 設置容量 8m <sup>3</sup>		
	保管場所の位置、構造等	・ 廃棄物等保管施設は屋内施設または金属製物置として、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。		
	運搬・処理対策	・ 廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。		
	減量化、リサイクル等	・ 廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。		
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調理臭の発生は殆どありません。</li> <li>・ 生ごみ等は金属製物置に密閉して保管し、悪臭の発生を防ぐ。</li> </ul>		
	その他の対応方策	・ 店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。		
(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図るよう努める。</li> <li>・ 広告塔や駐車場の照明はライトの向きや光量を調整して照明が敷地外に漏れないよう配慮する。</li> </ul>			
(5) 防災対策への配慮	・ 地方公共団体等から災害時における避難場所として、駐車場等敷地の一部の使用あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。			
(6) 防犯対策への配慮	・ 夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。			
(7) 関係行政機関との協議状況				

公安委員会 (北海道警本部交通規制課、 旭川東警察署交通第一課)	協議済み
地元市町村(旭川市)	協議済み
道路管理者 (北海道開発局旭川開発建設 部旭川道路事務所総務課、旭 川市土木部土木管理課)	協議済み
その他関係機関(永山西 小学校、永山南小学校、 永山南中学校)	協議済み

#### 4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

#### 5. 道(上川総合振興局連絡調整会議)の意見案

意見なし
------